

復旧・復興対策進捗状況一覧(地方本部:オホーツク総合振興局)

基本方針	項目及び目標	細目	H28年度						H29年度						進捗状況							
			10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9		10	11	12	1	2	3	
公共施設の復旧	(1) 河川氾濫や堤防決壊箇所の早期復旧																					
	① 河川、砂防、海岸施設の復旧	被災した河川の復旧	国の災害査定後、復旧工事(災害査定:10月中旬~12月下旬) ※9月から必要に応じて応急工事等を実施																	○ 11月、12月の国の災害査定後に復旧工事を実施		
	② 河川、砂防、海岸施設の小規模な復旧や流木処理、河道掘削など機能回復に向けた維持補修を行う。	被災した河川の小規模復旧等	復旧工事 ※財務局と12月末まで対象工程(選定)協議																	○ 単独災害を有効に活用し、順次復旧作業を実施		
			繰越含め検討中																			
	(2) 道路や鉄道などライフライン機能の早期復旧																					
	① 被災した道路、橋梁の復旧を行う。	被災した道路の復旧	国の災害査定後、復旧工事(災害査定:11月上旬) ※9月から必要に応じて応急工事等を実施																	○ 11月の国の災害査定後に復旧工事を実施		
		被災した橋梁の復旧	国の災害査定後、復旧工事(災害査定:11月上旬) ※9月から必要に応じて応急工事等を実施																	○ 11月の国の災害査定後に復旧工事を実施		
	(3) 農業用施設の復旧(該当なし)																					
	(4) 漁港・海岸施設の復旧																					
	① 漁港施設の復旧	漁港施設(航路浚渫、道路法面崩壊箇所等)の復旧	補修工事等の実施(漁港単独現年災害復旧事業)																	○ 復旧工事12月に完了		
(5) 林道・治山施設等の復旧																						
① 被災した林道施設の復旧を行う。	林道施設の復旧	国の災害査定後、復旧工事(災害査定:11月8日~10日)																	○ 災害査定 11月10日終了(2市・3路線) ○ 復旧工事は今年度中に着手予定			
② 被災した治山施設の復旧整備を行う。	治山施設の復旧整備	応急仮工事実施、事業決定後、復旧工事(災害査定:10月26~28日)																	○ 災害査定が10月28日に終了 ○ 復旧工事は3月17日に入札予定(1件)			
③ 溪岸、山腹崩壊など荒廃林地の復旧整備を行う。	荒廃林地(国庫補助)	事業決定後、測量設計委託を経て復旧工事																	○ 復旧工事は3月17日に入札予定(2件)			
④ 国庫補助対象とならない荒廃林地の復旧整備を行う。	荒廃林地(国庫補助外)	復旧工事																	○ 小規模治山事業 事業完了(2件)			
(6) 学校施設の修復(該当なし)																						
(7) 庁舎施設の修復(該当なし)																						
(8) 交通安全施設等の復旧(該当なし)																						
(9) 自然公園施設等の復旧(該当なし)																						
産業被害からの再生①	(1) 甚大な被害を受けた農地等の復旧・農業の復興支援																					
	① 被災農家に対する被害軽減を図るための技術指導等を行う。	個人施設・機械の再建・修繕	国の事業を活用しながら、再建・修繕 ※事前着工届等により、国の交付決定前の再建、修繕も可(国の交付決定は年度内の見込)																	○ 被災農業者向け経営体育成支援事業の事業要望調査を実施し、1月6日付けで実施計画協議(局一本庁)。		
	・被害を受けた個人施設・機械の再建・修繕 ・農業共済金の年内の支払・仮払い ・被災農業者の経営の早急な立ち直りに必要な低利資金の円滑な融通 ・被災農家に対する被害軽減を図るための技術指導等 ・不足粗飼料の安定確保 ・種子需要に応じた種子の確保	共済の早期支払い	共済金の年内支払い・仮払い ※年内支払い ~小豆、いんげん、えだまめ 年内仮払い ~馬鈴しょ、たまねぎ、てん菜、かぼちゃ、大豆等																	○ 年内の支払・仮払いに向け、農業共済組合等に対し、適切かつ迅速な損害評価等を指導		
		低利資金の円滑な融通	情報提供 ※国の金利負担軽減措置は年度内に融資される資金について適用																	○ 農林漁業セーフティネット資金等について、市町村・農協等に対し情報提供 ○ 低利資金の円滑な融通に必要な被災内容の証明について、市町村に協力を依頼		
		被災農家に対する技術的支援	技術対策資料の発信、技術支援・助言の実施																	○ 技術的支援を継続中		
		不足粗飼料確保への支援	事業の円滑な実施に向けた周知や助言の実施																	○ 関係機関と情報共有及び国費事業の円滑な推進に向けた助言等を実施していく。		
		需要に応じた種子の確保	種子生産状況の把握																	○ 種馬鈴しょなど、不足が予想される種子の確保に向け、団体と調整		
			種子協議会の開催																			
	② 堆積土砂や流木の除去など市町・土地改良区の被災農地の復旧及び農業用施設の復旧取組を支援する。	農地の復旧	査定支援(査定前着工の応急本工事支援) 国の災害査定は10月下旬~11月上旬 ※10月上旬から査定前着工による実施地区あり																	○ 査定前着工の申請 19地区		
		農業用施設の復旧	査定支援(査定前着工の応急本工事支援) 国の災害査定は10月下旬~11月上旬 ※9月上旬から査定前着工による実施地区あり																	○ 査定前着工の実施済み 1地区		
	市町・土地改良区の復旧の取組支援	技術支援・助言を実施 ※9月上旬から現地調査等支援																	○ 技術支援・助言を継続中			

基本方針	項目及び目標		H28年度						H29年度						進捗状況							
			10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9		10	11	12	1	2	3	
産業被害からの再生②	(2)	水産施設の復旧(該当なし)																				
	(3)	森林の復旧																				
		① 施業道損壊箇所の復旧を行う。	施業道の復旧	復旧事業																		○平成29年度の事業関連箇所を優先して復旧工事を計画 中
	(4)	観光・商工事業者の早期復旧への支援																				
		① 「経営環境変化対応貸付(災害復旧)」を適用し、被害を受けた観光・商工事業者をはじめとする中小企業者に対し、金融機関を通じて低利融資を実施し、早期復旧と経営の安定化を支援する。	観光・商工業事業者の復旧	中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付(災害復旧)」の適用																		○「平成28年8月大雨被害等に伴う中小企業等経営・金融相談室」の設置 ○中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付(災害復旧)」の適用 ○金融機関等への融資円滑化要請:訪問12回
		② 本庁及び各振興局等に特別相談窓口を設置するほか、移動相談会を開催するなど融資制度をはじめとした様々な支援策を紹介するなど相談対応を行う。		中小企業等経営・金融相談室の設置(開設期間は未定)																		○日銀旭川事務所長との台風等大雨被害に関する意見交換(12月6日開催)
		③ 被災した観光地の回復状況などの正確な情報発信を行うとともに、観光需要の回復を図るため、プロモーション事業などを北海道観光振興機構や観光事業者などと連携して実施する。	正確な観光地復旧の情報提供	観光地復旧の情報提供(ホームページ等)																		○振興局観光ホームページと本庁ホームページをリンクさせ、オホーツク・道東地域の交通規制状況の開設及び更新(9/14~)
			道民による被災観光地支援	「旅して応援!ほっかいどう」キャンペーン等の展開																		○振興局から各市町村、観光協会へ通知(10/18) ○楓観会実施に向けた喚起用チラシの配布(10/18)
			国内外への誘客活動による観光需要の喚起	誘客促進プロモーション等の展開																		○道東4振興局による道南圏プロモーションの実施 ・函館五稜郭タワーでの観光客向けPR、各観光案内所やレンタカー団体への観光PR(9/3~4) ○首都圏や道央圏でのイベント参加・開催での北海道(道東・オホーツク)観光・誘客促進キャンペーンの展開 ・北海道フェアin代々木にオホーツクブースを出展してオホーツクの観光PR(オホーツク観光連盟と共同)を実施(9/29~10/2) ・オホーツクフェアを札幌市内複数箇所(チカホ、ピッセ、ホテルオークラ)で開催し、「Rise again オホーツク」キャンペーンを実施(H29.1/26~27)
		(5)	流木被害への対応																			
		① 海岸に漂着した流木の処理を行う。	海岸の流木の処理	押し上げ、運搬、処理事業を実施																		○8月からの台風被害により大量の流木被害があった5市町(紋別市、斜里町、湧別町、興部町、雄武町)では、流木の押し上げ等の作業を実施
		② 海岸保全区域の流木の処理を行う。	海岸保全区域の流木の処理	応急工事等を実施 海岸漂着物等地域対策推進事業を活用																		○海岸漂着物等地域対策推進事業を活用し、要望ある斜里海岸及び興部海岸の流木を処理予定
		③ 河川・砂防施設の流木の処理を行う。	河川、砂防等施設の流木の処理	復旧工事 ※財務局と12月末まで対象工種(選定)協議																		○単独災害を有効に活用し、河道内の流木の処理を行う予定
		④ 市町村が行う海岸への漂着した流木の処理経費への支援をする。	市町村の取組への支援	市町村による流木処理促進に向けた道交付金の交付																		○9月28日までに着手した事業に対して交付率の嵩上げ措置等を実施 ○紋別市から事業計画の提出があり、1/20に内示通知、2/14に交付決定
地域の再建	(1)	生活の再編の支援																				
		① 被災世帯に対して災害見舞金を支給する。	災害弔慰・見舞金	対象者の確定・支給																		○各市町村における支給対象者の精査終了 対象者1名へ支給済み(1/23)
			住家被害見舞金	対象者の確定・支給																		○各市町村における支給対象者の精査終了(支給対象者なし)